

診療所の開設許可（届出）事項の変更に係る手続き

- 1 変更許可が必要な項目については、変更前に申請を行い、許可後に変更を行ってください。
- 2 変更届が必要な項目については、事後（変更後）10日以内に届け出てください。
- 3 その他、不明な点がありましたら、福山市保健所総務課へご相談ください。

申請(届出)が必要な項目	法人開設の場合	個人開設の場合	添付書類
開設の目的及び維持の方法	変更許可	/	なし
従業員の定員	変更許可	変更届	なし
敷地の面積及び平面図	変更許可	変更届	平面図(変更前及び変更後)
建物の構造概要及び平面図 (各室の用途)	変更許可	変更届	構造概要書, 平面図(変更前及び変更後)
歯科技工室の構造設備の概要	変更許可	変更届	構造設備概要書
開設者の住所及び氏名	変更届 (注1)		変更を証する書類 (戸籍謄本・登記簿謄本等)
施設の名称	変更届		開設者が法人にあつては登記簿謄本
開設の場所	/	変更届 (注2)	なし
診療科目	変更届		麻酔科を追加標榜するときは麻酔科標榜許可書の写し
開設者が同時に他の病院、診療所を開設、管理又は勤務するときはその旨	/	変更届	なし
定款、寄附行為又は条例	変更届	/	定款等
管理者の住所及び氏名	変更届 (注3)		臨床研修修了登録証(免許証)の写し, 履歴書
診療に従事する医師、歯科医師の氏名、担当診療科名	/	変更届	臨床研修修了登録証(免許証)の写し
診療日、診療時間	/	変更届	なし
薬剤師の氏名	/	変更届	免許証の写し

(注1) 開設者そのものの変更は、廃止新規手続き

(注2) 実質的な開設の場所の変更（ビル等同一建物内の移動を含む）は、廃止新規手続き

(注3) 医師・歯科医師・助産師開設にあつて、管理者そのものの変更は、管理免除許可を要する